

★ご利用までの流れ

- ①見学・・・電話にて見学のご予約をお願いします。
お子様本人と一緒に見学されることをお勧めいたします。
- ②利用申請手続・・・アツガルのご利用希望の方は、受給者資格証が必要です。
高島市障害福祉課へ受給者証申請手続を行ってください。
※不明な点は、お気軽にお尋ねください。
- ③受給者証の交付・・・市でのヒアリング
サービスを利用したい日数・時間数・月間利用可能日数が決まる。
利用者負担上限額等が決まります。
- ④契約・アセスメント・・・アツガルでの面談
ご利用される曜日や送迎、時間についてのご相談
個別支援計画をもとに支援の目標を明確に致します。
※説明内容をご納得いただいたからご契約をお願いしております。
- ⑤ご利用開始・・・放課後等デイサービス「アツガル」

★ご利用料金について

①放課後等デイサービスでは、法定利用料金が児童福祉法によって定められています。お支払料金は、利用料の1割負担となっています。ただし、受給者証に記載されている負担上限額以上のご負担はございません。(おやつ代・イベントは別途利用金になります)



★サービス利用にかかる自己負担上限額について

①生活保護	生活保護世帯	0円
②低所得	市民税非課税世帯	0円
③一般1	市民税課税世帯で市民税所得割28万円未満(居宅で生活する障害児)	4,600円
④一般2	上記の①、②、③以外	37,200円



★労協センター事業団とは

労働者協同組合連合会センター事業団は、働く人々が共に責任を分かち合い地域に役立つ仕事をおこなう協同組合です。介護、学童保育、障がい者支援、若者就労支援、指定管理受託等々北海道から沖縄まで全国で300以上の事業所を地域の皆様の協力のもと運営しております。

滋賀県内では、草津・栗東・甲賀と高島の4事業所があり学童保育、放課後等デイサービス、訪問介護、通所介護、子育て支援、就労支援、生活支援等々の事業所を運営しております。

